

広島県公営企業管理規程第六号

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年四月一日

広島県公営企業管理者 桂 木 弘 二

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「掲げる支給割合を乗じて得た」を「定める」に改め、同表を次のとおり改める。

組 織	職	支 給 額
本庁	事務部長	九万五千円
	技術部長	九万五千円
	企業総務課長	七万円
	土地整備課長	七万円
	水道課長	七万円
	開発整備室長	五万円
	水道整備室長	五万円
	所長	七万円
	所長	七万円
	所長	七万円
広島県広島水道事務所	所長	七万円
広島県広島西部水道事務所	所長	七万円
広島県沼田川水道事務所	所長	七万円
広島県水質管理センター	所長	五万円

備考 この表により難い場合は、管理者は、支給額を別に定めることができる。
 第五条の二の表を次のとおり改める。

組 織	職	支 給 額
本庁	事務部長	二万円
	技術部長	二万円
	企業総務課長	八千円
	土地整備課長	八千円
	水道課長	八千円
	開発整備室長	六千円
	水道整備室長	六千円
	所長	八千円
	所長	八千円
	所長	八千円
広島県広島水道事務所	所長	八千円
広島県広島西部水道事務所	所長	八千円

広島県沼田川水道事務所	所長	八千円
広島県水質管理センター	所長	六千円

備考 この表により難い場合は、管理者は、支給額を別に定めることができる。

第八条の二の次に次の一条を加える。

(自己啓発等休業)

第八条の三 企業職員の自己啓発等休業については、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年広島県条例第一号）に定めるもののほか、一般職員の自己啓発等休業の例による。

第九条中「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例」の下に「（平成七年広島県条例第五号）」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（以下「勤務条件規程」という。）第五条の規定により管理職手当の支給を受ける職を占める職員のうち、この規程による改正後の勤務条件規程（以下「新規規程」という。）第五条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつては当該経過措置基準額に勤務条件規程第九条においてその例によるものとされた職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数に乗じて得た額）との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

- 一 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の百
- 二 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の七十五
- 三 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の五十
- 四 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで 百分の二十五

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であつて、同日に属していた級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、相当職員員

(同日において占めていたこの規程による改正前の第五条の表に掲げる職(以下「旧職」という。)に相当する新規程第五条の表に掲げる職を占める職員をいう。第二号において同じ。)

同日にその者が受けていた管理職手当の額

二 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位職相当職員(旧職より低い職に相当する新規程第五条の表に掲げる職を占める職員をいう。第四号において同じ。)

同日に当該旧職より低い職に相当する職を占めていたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

三 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当職職員

同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

四 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位職相当職員

同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧職より低い職に相当する職を占めていたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

五 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。)

施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の額

六 前各号に掲げる職員のほか、特別な事情があると認められる職員のうち、局内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして管理者が定める職員

前各号の規定に準じて管理者が定める額